

令和2年2月7日

旅館業営業者
住宅宿泊事業者 各位

中野区保健所長
(公印省略)

宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、海外における当該感染症の発生状況を鑑み、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第22号)により、令和2年2月1日から指定感染症に指定されています。

今般、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を別紙のとおりまとめたので、御了知の上、実施をお願いいたします。

また、区のホームページにおいて、新型コロナウイルスについての情報を掲載していますので、ご利用ください。

【区ホームページアドレス：www.city.tokyo-nakano.lg.jp】

【問合せ先】

中野区保健所 生活衛生課

医薬環境衛生係

電話 03-3382-6663

FAX 03-3382-6667

Email seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp